

## 定住促進奨学金（大学一般奨学金に加算）について

公益財団法人山口県ひとつづくり財団では、山口県内への人口定住を促進するため、大学に在学し本財団の一般奨学金を受ける学生のうち、卒業後山口県内に定住する意思のある者に対して、定住促進奨学金を加算して貸与しています。

### 1 名称

「定住促進奨学金（大学一般奨学金に加算）」

### 2 概要

大学（短期大学を含む。以下同じ）卒業後、山口県内の企業等へ就職し、山口県内に定住したいと考えている本財団奨学生に対して、一般奨学金貸与額に上乗せして貸与する奨学金です。

### 3 定住の定義

この定住促進奨学金に係る「定住」とは、大学卒業後に継続して5年以上山口県内に住所を有することをいいます。

### 4 貸与額

一般奨学金貸与月額に定住促進奨学金貸与月額（20,000円）を加えた金額

### 5 貸与条件

大学卒業後（上級学校へ進学し返還猶予した者は猶予満了後、以下同じ）、山口県内に定住する意思があることが条件です。また、定住確認のため、返還が始まる年から5年間（計6回）にわたり、毎年4月1日現在の住民票を提出していただくこととなります。

### 6 返還期間及び返還期限

定住促進奨学金を含む奨学金の返還は、大学卒業後、6か月据え置いて始まり、貸与期間の4倍の期間と20年のいずれか長い方の期間内に全額返還してください。返還期限を過ぎても奨学金の返還が完了しないときは、返還期限の翌日から残元金に対して年5.0%の延滞利息が生じます。

### 7 定住促進奨学金の利息の取扱い

定住の定義に該当する場合は、利息の支払いは必要ありません。5年未満で県外に転出する場合（県内に定住できない場合）は、定住促進奨学金として上乗せをして貸与した定住促進奨学金の返還未済額に対して年3.0%の定住利息の支払いが生じます。